

工事完了後2年間(H29.7.1～R1.6.30)におけるモニタリング調査結果の公表

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の規定に基づく指定区域における「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」による土地の形質の変更工事完了後2年間におけるモニタリング調査結果を以下のとおりまとめた。

1 工事後2年間における測定結果まとめ

【可燃性ガス等】

- (1) メタン
ガス抜き孔10、11の「メタン」の測定値は、工事後2年間を通して断続的に発生基準不適合であった。また、ガス抜き孔6においても一時的に僅かに発生基準を上回った。
- (2) 硫化水素
ガス抜き孔11において、2018年12月、2019年5月の測定値が発生基準不適合であった。
- (3) 二酸化炭素・酸素
廃-No.1観測井戸内において、2017年12月、2018年9月の測定値が発生基準不適合であった。

【悪臭ガス】

工事後2年間を通してすべての測定値が基準適合であった。

【周縁地下水】

上流-No.1において、2017年12月の1回のみ「SS」の測定値が基準不適合であったが、下流-No.2の「SS」は基準適合した。さらに、2018年9月に全44項目の測定を実施したところ、すべての項目が基準適合であった。

また、地下水位の測定値よりNo.1上流のほうがNo.2下流よりも水位が高い状態が2015年より継続している。

【廃棄物層内保有水】

工事後2年間を通して保有水は一度も確認されなかった。

【廃棄物層内温度】

2018年12月測定値の地中温度が外気温に比べて高い値を示しているが、一般的に冬季の地中温度は外気温より高い値を示し、異常値ではないと推測される。

2 委員会の見解

学識経験者等で構成される粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会(以下「委員会」という。)は、工事後2年間のモニタリング結果における発生基準不適合の内容について、個別的に見解を出しているの以下に示す。

なお、当委員会の意見書は、別途、「粕屋町学校給食共同調理場の地中にある廃棄物に対する工事後地下水等モニタリング結果に対する学識経験者等からの意見について(中間報告)」において公表している。

(1) 可燃性ガス等

- ・ガス抜き孔において「メタン」「硫化水素」等が断続的に検出されていることから、ガス抜き孔の効果は発揮されていることが窺える。
- ・「メタン」は季節や天候の影響を受けやすく突発的に高い値を示すことが知られている。
- ・「メタン」が減少してくると人体に有害な「硫化水素」が発生することが知られており、今後も検出、不検出を繰り返しながら徐々に減少傾向に向かっていくと推測される。
- ・「酸素・二酸化炭素」の測定値が発生基準不適合であった際の「メタン」「硫化水素」、及び「ガス流量」の測定値は不検出であったことから、好氣的分解が進んでいるものと推測される。

(2) 周縁地下水

- ・「SS」の測定値が基準不適合であったことは、パージ時の水位回復が遅い点を考慮すれば採取時に濁りが起きやすい採取状態であることが要因と推測される。
- ・「SS」以外に基準不適合であった項目がなく、対象地及び周辺地に飲用井戸が無い点を考慮すると特段問題となる点はないものと推測される。

3 留意事項

- ・基準値超過が確認されたガス抜き孔付近では火気厳禁とし、従業員、及び関係取引先に周知するとともにガス抜き孔近辺の目立つ位置に火気厳禁シールにより表示している。(福岡県からの助言による)
- ・従業員に窓の開放を禁止する旨の周知をしている。(福岡県からの助言による)
- ・業者が月1回点検のため地下ピット内に入室する際に行うポータブルモニターによる現地測定の結果、「メタンガス」が微量ではあるが発生していることが報告されていることについて、委員会からの意見によればピット内の空気がよどまない措置の必要性が示されているおり、人体への健康被害や安全、または保安上の観点から懸念される状態であるため早急に対策を講ずるよう協議を進めている。